長与町農業委員会会議録

令和４年１月２６日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

令和４年１月農業委員会総会

１．日時　　令和４年１月２６日（水）　　１３時３０分から１４時３０分

２．場所　　長与町役場４階会議室

３．農業委員会委員　　出席委員（１２名）

会長　　１番　水谷　勉

会長職務代理者　　２番　渡邉　章三

委員　　３番　原田　成信　　４番　崎山　光子　　５番　永田　好紀

６番　岡﨑　道子　　７番　原口　司　　８番　山本　忠典

９番　益冨　雅彦　　１０番　柳原　厚志　　１１番　山口　多美子

１２番　原田　正利

４．農業委員会委員　　欠席委員（０名）

５．農地利用最適化推進委員　　出席委員（０名）

６．農地利用最適化推進委員　　欠席委員（８名）

１番　永冨　義徳　　２番　尾﨑　明光　　３番　田中　光夫

４番　山口　健士　　５番　増田　博光　　６番　坂口　勝利

７番　坂本　謙二　　８番　坂本　秀哉

７．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名　　３番　原田　成信　　６番　岡﨑　道子

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第３　　第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第４　　第３号議案　農用地利用集積計画について

８．農業委員会事務局職員

事務局長　　福本　美也子

農政農地係長　　森　雅之

農政農地係主任　　松本　あゆ子

事務局　皆さん、こんにちは。総会の開催に先立ち報告いたします。

長与町農業委員会総会規則第６条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員１２人中１２人の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、コロナウィルス感染拡大防止のため、人数を制限して開催させていただいております。どうぞご了承ください。

それでは、ここからの議事の進行につきまして、水谷会長よろしくお願いいたします。

議　長　皆さんこんにちは。１月も末になりました。実は今日は全体で総会をやろうと計画をしておりましたけれども、ご覧のとおりの状況にありまして、非常に長崎県も厳しい状況になっております。長与町もオミクロンの数がかなり上っておりまして非常に危惧をしているところです。そういう意味で今日は、３密を避けるということと、時間を短時間で仕上げるという形で感染防止のためにこういう場を作ったということを皆さん方にご報告申し上げたいと思います。本来は推進委員も一緒に、今日は意見書の問題もありましたので合同で意見を交わして十分時間を取ってという考え方を持っておりましたけれども、こういう形になったことを非常に申し訳なく思っております。２月・３月の状況を見て、３月までに状況が良くなれば先進地視察も含めてまた検討を進めていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。今日は１時間から１時間半で会議を仕上げたいという考え方を持っています。短時間で申し訳なく思いますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

それでは令和４年１月の農業委員会の総会を開催いたします。

まず、始めに日程第１の農業委員会総会規則、第１８条の規定によりまして、議事録署名委員を２人指名いたします。３番　原田成信委員、６番　岡﨑道子委員を指名いたします。

日程第２、本日は、第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請が１件、第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請が１件、第３号議案　農用地利用集積計画が４件出されています。

それでは、日程第２　提出された議案の審議に入ります。

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について、説明をお願いします。

事務局　それでは第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について説明いたします。第１号議案の１ページをお開きください。

整理番号１、申請地は、長与町嬉里郷（地番）。地目は畑で９１６㎡。農地区分は、農用地区域外です。申請者は、譲渡人が、長与町嬉里郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が、時津町浜田郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、売買による所有権移転で、価格は〇〇円、１０ａあたりの単価は、〇〇円です。備考欄に記載している通り、申請地は現在荒廃しており、隣接している譲受人所有の農地に悪影響を及ぼすため購入し、整備耕作します。市街化調整

区域となります。譲受人の耕作状況につきましては、本日配布しております資料№１をご覧ください。譲受人は、時津町在住の方ですので、時津町農業委員会発行の耕作証明書を提出いただいております。労働力は、（２）のとおり３名、耕作面積は、（３）のとおり４９．８３アールです。

土地の所在を説明します。議案書の２ページをお願いします。申請地は、長与と時津の町境にございます。図面の左手に〇〇橋がございます。そこから〇〇方面に進んだところに、（店舗名）がございますが、その裏手の山で、赤色で表示してある場所が、申請地　嬉里郷（地番）です。なお、農地の正確な形状等につきましては、４ページでご確認いただければと思います。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、説明をお願いします。

８番　山本忠典　農業委員。

８　番　　１月１７日の１１時半から、局長、森さん、会長、坂口推進委員と私とで現地の確認を行いました。（譲受人）の畑はきれいに管理されておりまして、そこに隣接している（譲渡人）の畑がかなりいろんな雑木などもかぶってきていて、今から手入れするのにも不便だなということで多分購入を検討されているのかなと思っております。これに対しては異議はありません。よろしくお願いいたします。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

渡邉委員どうぞ。

２　番　　この土地ですが、所有権売買で単価が〇〇円ということですが、現状見るとかなりヤボですね。入り口も長与・時津側からはないのではないかと。歩いて行くしかなかったんですね。単価的にこの価格が妥当なのかどうなのかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

事務局　　渡邉委員さんの質問に対してのお答えをします。渡邉委員さんはこの価格について妥当であるかどうかということでおっしゃっているのですが、当の（譲受人）と（譲渡人）で価格を決定したということをお聞きしたものですから、農業委員会の事務局としてそれが高いとか安いとかという判断はちょっと出来かねるという状態であります。以上です。

議　長　　渡邉委員は高いか安いかどちらのほうなのでしょうか。妥当という考え方では。

２　番　　畑にするには実際かなりまだ手が要るわけです。そのヤボを切って畑にすることについては普通の畑にするにしても金がかかるなと思ったもので実際この額として若干高いかなと見るわけです。だからその辺が本人同士の協議というのはわかりますけど、農業委員会の所見はどうなのかということも含めてお答えを願いたいと思います。

議　長　　私のほうから考え方を出してみましょうか。農地としては確かに高いなと。後で山本委員にも考え方を述べてもらいたいと思うのですが。ただ将来的な、自分の土地と隣接しているということであれば、不動産的な価値で言えばいいのかなという考え方があったのではないか。一応山本委員のほうから感覚的にどうか、意見を述べてみてください。

８　番　　８月の農地調査のときにも見せてもらっているのですが、Ｂ分類に該当するような畑でありまして、実際渡邉委員が言われたように手をかけてそこを作ろうとなれば実際厳しいのかなというのが本音です。ですから、今の自分の畑を管理しやすいように、そのために購入をされるということで、そこを耕作しようというのはどうかなと。私はそういう形で取って、現地では確認しました。

議　長　　時津側から見れば（譲受人）は非常にきれいに整地をして、そこと隣接をしている。それから周りに普通の一般の農振がかぶっているところであるわけですが、もともと現地確認をＢ判定で、この前（譲渡人）のほうには非農地で通知をしたわけですけれども、それを良しとしなかったということで、売買のときは農地がいいのかなという考え方で売買が成立したのではないかというふうに思っております。（譲渡人）の長与寄りのほうにまだ５・６反ありますが、（譲受人）の隣接については山林原野というか、竹と木がしているので、単価的には山林という形の価格で妥当な価格だろうと思うのですが、やはり向こう側の開けた時津のほうを見ると不動産的なものも加味されたのかなと。そこでお互い成立したのかなという考え方です。以上です。いいですか。

２　番　　はい了解。一応そういうことで。私も噂で聞きますと（譲受人）はもう農業にはまっているんだと。本人もユンボ等も購入して構えているという話だったので、本人がそれで工事をされるのか。それにしては若干価格がどうかなと。そういう意味では両者で協議したことだからいいんですけど。やはりその辺の中で農業委員会としての価格は妥当なのかという判断をお聞きしたかったわけです。以上です。

議　長　　買い主は農業の意欲が確かによく見えるというか、農地を見ますと非常にきれいにして整備されていますから非常に意欲のある方だというふうに理解をしております。

ほかにご質問ありませんか。

益冨委員どうぞ。

９　番　　質問するつもりはなかったのですが、今質問があったものですから私もちょっと気になっていて、追加で質問させていただきたいんですけれども。３条ということでこの分については反当たりいくらということで毎回表示をしていただいていますよね。確か５条だと載せないということで確認をしているのですが、３条ということで農業委員さんに反当たりの単価を示すということは、農業委員さんこの金額で売買があっているんですよということを教えていただく。その根拠になる部分についてのある意味説明っていうのは、根拠がもう少し必要じゃないのかなと。というのが、今回の分は〇〇円。若干高いのかなみたいなイメージなのですが、逆もあるわけです。実を言うと質問をされてしまって、私も農業委員会の事情は知っているので「それに関しては相対で決めることですから、農業委員会でいろいろ言うことはないんですよ」と答えをしているのです。そういうのがあるものですから価格の提示、３条として農地を農地として売買をするという部分についてはケースバイケースで、こういう場合はこれくらいとかいう部分が若干あってもいいのかなという気がしたものですから。その辺についてはどうでしょうか。

議　長　　今言うように農地として売買をするわけですから、その人が農地の価値を認めるかどうかという問題があるわけです。現状、あそこの場合はちょっと感覚的には高いかなという感じはします。しかしそれはやはり（譲受人）の意欲があったところかなと。私たちだったらこれはちょっと手がかかるなと。今、山本委員も言ったようにこれを農地に戻すにはかなり竹や雑木が生い茂って、多分少しずつ園地を見て少しずつ削りながらしていくのかなと。かぶってきたのをまず取り払うというのがまず狙いかなというふうな考え方でおります。適正な価格ということについては、いろいろ問われればうちのほうとしては大体近傍はどれくらいですよということは示してもいいのではないかと思います。ただ、問われて初めて答えることであって、相対の場合はその両方が価値を認め合うという形ですから。そう思っております。基準を示せということにはちょっと無理かなと。ただ売買実例とかそういうことについて問われればある程度指導していいのではないかなというふうに思っています。以上です。

ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第３条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認、議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

続いて、第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局　　それでは第２号議案　農地法第５条の規定による許可申請について、議案第２号の１ページをお開きください。

整理番号１、申請地は、長与町岡郷（地番）、地目は畑で３３８㎡。農地区分は、農用地区域外となっています。申請者は、使用貸人が、長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。使用借人が、長与町嬉里郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は、使用貸借権の永久設定です。施設の概要は、一般個人住宅建設で、木造瓦葺平屋建、建築面積は９９.７８㎡、所要面積は３３８㎡です。備考欄に記載のとおり、使用借人は使用貸人のお孫さんです。このたび、申請地を無償で借り受け住宅を建築します。都市計画区域外域となります。雨水排水、汚水排水の計画について、本日配布している資料№.２の配置図をご覧ください。雨水については、図面の左上にある道路に向かって３本オレンジの線が引かれていると思いますが、ここを通して道路横にある既設の道路側溝に放流させます。汚水については、図面右側の道路にある、下水管へ接続するようになります。なお、図面下側に青で囲っている部分がありますが、ここは農地で、今回の申請地と接しておりますが、申請地より一段高くなっておりまして、今回の住宅建築による水の影響などはないと判断しております。なお、この農地について、立地基準は、第２種農地、一般基準としては、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。

議案書にお戻りください。土地の所在を説明します。２ページをお開きください。ページの下側に、岡郷の（施設名）がございますが、そこから４００m程山側に進んだ場所に申請地がございます。（施設名）のすぐ隣の赤色で表示してある場所が、申請地　岡郷（地番）です。なお、農地の正確な形状等につきましては、３ページをご確認いただければと思います。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、説明をお願いします。

１１番　山口多美子　農業委員。

１１　番　１月１７日の１０時４５分頃より、水谷会長、福本局長、森係長と私で現地確認をしました。（使用貸人）は次男さんと同居されていて、（使用借人）は次男さんの息子さんで問題ないと思います。以上です。

議　長　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。
柳原委員どうぞ。

１０　番　資料２に屋敷の図面が出ているのですが、この建物の２階建てか平家かはこの図面ではちょっとわかりにくいのですが、それから北側に農地があると言われましたけど、段差があって段差が何メートルぐらいか、この農地の所有者は（使用貸人）なのかどうか説明をしていただければと思っております。

議　長　事務局。地形と所有の関係をもう少し詳しくお願いします。

事務局　まず建物自体は平屋建てになります。段差がどれくらいあるかというお問合せですけれども、きれいに測ってはいないのですが現地確認をしたところ６０センチ、もうちょっと８０センチくらいだったというふうに認識をしております。この農地、もともとこの青の囲ってあるところと今回申請が上がっているところは一連の一つの農地でございました。それを分筆をしまして今回住宅の分だけが申請に上がっているという形になりますので、青の部分、隣接している農地につきましても（使用貸人）の農地となります。以上です。

議　長　柳原委員、いいでしょうか。

１０　番　説明を受けて納得したのですが、ちょうどこの宅地が南側であるために北側の農地は２階建てだったら日陰になりやすい土地なので、そういう面を含めて今質問したわけですけど、説明していただいて納得をいたしました。以上です。

議　長　補足説明をしますけれども、現在分筆して（地番）と（地番）、当初はこれが一筆だったんですね。我々としてはどこに家を建てますか、あとはどうしますかという話をした時

に、これを一筆全部宅地にしたいんですという要望があったのですが、やはりそれは宅地としての最低限の用地だけをしてくださいという指導をして二筆に割った訳です。当然これは両方とも（使用貸人）の分筆した土地ですから、後をどう利用されるかというのは、上のほうからも道路がついていますから、将来的にそういう分家住宅があればそういう形にしてくださいと。宅地をしてあとは野菜か何か作りますという言い方だったので、それは宅地としてうちは認めることは出来ませんよと。やはり最適な最小限の農地を転用してくださいという指導をしてこのような形になっていますので一応付け加えて申し上げたいと思います。

ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

この農地法第５条の許可申請を、県へ進達することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので県に進達することに決定いたします。

続いて、第３号議案　農用地利用集積計画について審議いたします。まず１件目について、説明をお願いします。

事務局　　それでは第３議案　農用地利用集積計画についてご説明します。第３号議案をご準備ください。１ページから２ページの議案提出・規定・集計表等については、説明を省略させていただきます。３ページをお開きください。１件目です。

１件目は、中間管理機構を通した貸借となります。機構が間に入るということで様式が相対の分とは異なっていまして、出し手受け手機構三者が一枚に記載をされる形です。

それでは、内容を説明します。表の左側のＡ欄の、農地中間管理機構に賃借権の設定等を行う者は、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。次に、真ん中のＢ欄、賃借権の設定等を受ける者、賃借権の設定等を行う者の氏名及び住所は、中間管理機構である、公益財団法人長崎県農業振興公社です。そして、右側のＣ欄、農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者は、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）です。権利対象の土地は２筆で、長与町本川内郷（地番）と（地番）です。

地目はどちらも畑で、１，３６８㎡と２０７㎡で、合計１，５７５㎡です。権利の種類は、使用貸借で、利用内容は樹園地です。契約期間は、令和４年２月１０日から令和５年１１月９日までの１年９カ月です。

土地の所在ですが、４ページをお開きください。図面の中で、本川内郷の（施設名）に丸をしていますが、そのちょうど中間あたりに位置します。〇〇バス停付近から山手に１００m程登った、青色と赤色で表示している場所が、申請地　本川内郷（地番）と（地番）です。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、説明をお願いします。

７番　原口　司　農業委員。

７　番　　１月１７日、月曜日、１３時３０分から、水谷会長、福本局長、森さん、そして、推進委員の永冨さんと現地確認しました。（貸主）と（借主）は親子なので、（貸主）が息子さんに全てさせようと考えられていると思います。親子で幅広くミカンだけではなく野菜などもされているのですが、ここ二筆はミカンになっています。ずっと管理してやられていたのですが、それを（借主）のほうにするということで問題はないと思います。よろしくお願いします。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

崎山委員。

４　番　　お尋ねします。こういう大事なミカンを育成されるのに期限は１年９か月、ここら辺の意味を教えてほしいのですが。

議　長　　事務局どうぞ。

事務局　　この農地につきましては、８月に一度前の所有者の方から（貸主）に贈与するという形で３条で申請が上がった農地になります。この農地が、平成３０年度に本川内（地区名）が地域集積協力金を使って大きな面積を地区全体で中間管理に預けると、まとまってやったことがあります。その中の農地の一つです。補助金をもらってやっているので、今回は協力金のときにあげた契約期間に合わせた形で令和５年の１１月９日というふうに終期が３０年度の協力金の時と時期を合わせた形になっております。ちょっと半端な時期になっておりますけれども、恐らく時期になったらまた改めて更新という形になるのではないか

というふうに思っております。以上です。

議　長　　崎山委員もご存じのように地域集積協力金で（地区名）が全部集団でやったと。そのあとの残りの期間というふうにとらえてもらって結構です。
ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、２件目と３件目は関連がありますので、事務局より、まとめて説明をお願いします。

事務局　　それでは２件目です。５ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん。長与町斎藤郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん。長与町斎藤郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町斎藤郷（地番）、地目は畑の１，１７６㎡です。利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名は野菜です。期間は、令和４年２月１日から令和９年１月３１日までの５年間です。平成２５年に借り入れており、今回３回目の更新となります。
続いて、３件目も貸主が同じですのであわせて説明します。７ページをお開きください。
利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町斎藤郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所は、（氏名）さん、長与町斎藤郷（地番）。利用権を設定する土地は１筆で、長与町斎藤郷（地番）、地目は畑の１，１６１㎡です。利用権の種類は使用貸借で、具体的な作物名は野菜です。期間は、令和４年２月１日から令和７年１月３１日までの３年間です。平成２５年に借り入れており、今回３回目の更新となります。
土地の所在を説明します。９ページをお開きください。ページ左手に〇〇公園に丸をしていますが、そのすぐ横の赤色で表示してある場所が、２件目の申請地　斎藤郷（地番）です。

そして、そこから〇〇方面に進んだ山手のところの、青色で表示してある場所が、３件目の申請地　斎藤郷（地番）です。以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、説明をお願いします。
２番　渡邊　章三　農業委員。

２　番　　１月１５日、９時半から会長、事務局長、森係長、推進委員の坂本さんの４人で立ち合いをしました。３回目の継続ということで別段問題になるような点はありませんので良しとすることで合意しました。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。まず、２件目について、異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、３件目について、異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。
続いて、４件目について、事務局より説明をお願いします。

事務局　　４件目です。１０ページをお開きください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、（会社名）代表取締役（氏名）さん、長与町嬉里郷（地番)。利用権を設定する者の氏名及び住所は、(氏名）さん、長与町岡郷（地番)。利用権を設定する土地は１筆で、長与町岡郷（地番)、地目は畑、面積は７，０４５㎡の一部の５，７５０㎡を借り受けます。利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名はオリーブです。期間は、令和４年２月１日から令和１１年３月３１日までの７年２か月です。年間の借賃は〇〇円で、毎年６月末に口座へ振り込みます。新規となります。

土地の所在ですが、１２ページをお開きください。ページ左手に〇〇公園、その右側に国道２０７号線の〇〇バス停がございますが、そこから少し進んで山手に登った赤色で表示してある場所が、申請地　岡郷（地番）です。

以上です。

議　長　　ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、説明をお願いします。

１１番　山口多美子　農業委員。

１１番　　１月１７日、１１時頃より、水谷会長、福本局長、森係長、坂本推進委員と私で現地確認をしました。この畑は以前から（会社名）が管理されていたそうですが、届出が出されていなくて、今回代表者が代わられて新規で申し出がありました。畑はきちんと管理されていて問題ないと思いました。以上です。

議　長　　説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

柳原委員どうぞ。

１０　番　　確認なのですが、(会社名）の代表取締役は今現在は（氏名）さんになっておられますが、これはいつ頃から代わられたのでしょうか。

事務局　　昨年の１１月からです。

議　長　　ほかにご意見・質問はありませんか。

渡邉委員どうぞ。

２　番　　１２ページの赤の部分で、これはここで言う５，７５０㎡なのか、それとも７，０４５㎡なのか、どっちなのでしょうか。一部のほうでしょうか。

事務局　　これは一部の今回借入れをする面積分のところが赤で塗り潰されております。

議　長　　ここの中にも前の倉庫の跡とか、もう一つ荒れたところがちょっとありまして、そこの部分を外していますので、その一筆の中の一部ですのでそういうことでご了解いただければと。登って右側のほうが少し荒れていたと思いますが、そこは外れております。
　他にありませんか。
　崎山委員どうぞ。

４　番　　ちょっとわからないのですが、知り合いの方もだいぶオリーブをなさっていて、オリーブをしたけれどもとにかく収益が上がらないということをよく聞くのですが、これは莫大な土地にはなるのですが、年間の借地料は〇〇円です。それを見て本当にオリーブで儲かるのか。長与町でだいぶ推進をされておりますがその辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議　長　　ここの農業法人については、他の多肉食物とか、サボテンとか、いろいろなところを全体的トータルとしています。オリーブ自体は自分のところで売っておられますから、ひょっとしたらあっているのかなと。ただ会社としては全体的にほかにもたくさん持っていらっしゃいます。町外にも農地を借りてやっていますから、野菜、多肉植物、オリーブ、総合的に農業法人としては経営が成り立っている。以上です。
　ほかにご意見・質問はありませんか。

【意見･質問無し】

議　長　　それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。
　説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局　　【挙手を確認　議長に報告】

議　長　　挙手された農業委員が１２人全員で、過半数を超えていますので、許可することに決定いたします。

これからは、報告事項に移ります。行事報告を、事務局お願いします。

【この後、令和４年１月の行事報告が行われた】

議　長　　２月の総会日程について、事務局からお願いします。

事務局　　２月２４日（木）はいかがでしょうか。

【異議なし】

議　長　　以上をもちまして、長与町農業委員会１月総会を閉会します。